

## ◇秋間浩・上田誠吉往復書簡

(当該部分を上田誠吉著『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』から引用)

上田誠吉様

初めてお手紙を差し上げます。私は第二次大戦中に「スパイ」として処罰された、もと北大生宮澤弘幸の妹美江子を妻としている者でございます。先生が、「スパイ事件」の解明に努力しておられることを知り、私達夫婦は心からお礼を申し上げます。

私達は一九六五(昭四十)年以來アメリカに住んでおりますが、去る九月末に日本を訪問し、約二週間東京に滞在しました。その際、先生の著書『戦争と国家秘密法』を読み、大きな感動を覚えました。

私が美江子と最初に会いましたのが一九五〇(昭二十五)年、結婚したのが一九五五(昭三十)年ですから、一九四七(昭二十)年になくなった義兄にあたる弘幸氏とは面識はありません。

しかしその痛ましい事件については二人の間に結婚の話が持ち上がる前から聞いておりました。それでも先生の著書に記されているような詳しいことは美江子も知りませんでしたし、両親も知らなかったのでは

ないかと察せられます。

しかも、戦争中は当然だったとしても、戦後になってもあの事件を世間に知られたくないという空気が宮澤家の人々の間に漂っていたようです。もし先生が取り上げてくださらなかったら、あの事件ばかりでなくすべての「スパイ事件」が闇から闇へ葬られていたことでしょう。

考えてみると全く恐ろしい話です。先生の著書を読ませて頂き、そこで取上げられた他の多くの事件と較べると、宮澤弘幸の事件は、判決の重さからいって、ゾルゲ事件に次ぐ大きな「スパイ事件」だったということを知り、今更ながら驚いています。開戦時に日本に滞在していたアメリカ人はレーン夫妻のほかにも沢山いたと思われるます。

それなのに、何故宮澤弘幸とレーン夫妻だけが捕らえられ、拷問にかけられ、十年も前から世界中に知られていた「軍の秘密」を理由に処罰されたのでしょうか。

当時の北大が自由主義的であったから誰かを槍玉にあげて見せしめにするためだったのでしょうか？

しかし自由主義という点では安倍能成校長をいただいていた当時の一高など同じではなかったのでしょうか？

それとも、都から遠く離れた“いなか”

の警察が手柄をあげたいために、やはり「いなか」の裁判所と組んで「スパイ事件」を造り上げる必要があったのでしょうか？

もしそうだとすると、どうして十五年という重い刑が必要だったのでしょうか？

どうみても公正とはみられない一審判決が、どうして大審院でもそのまま通ってしまったのでしょうか？

この事件によって宮澤家の全部の人が精神的にも経済的にも大きな犠牲を強いられました。当時の女学生だった美江子にさえも学校の行き帰りに私服の尾行がついていたそうですから、政府の方でも多額の経費を使っている筈です。むしろ愛国者であった宮澤弘幸と親日家であったレーン夫妻を処罰することによって、政府や軍に何か益するところがあったのでしょうか。

先生の著書ならびに朝日新聞の「スパイ防止」の連載(注：スパイ防止ってなんだ)十月十二日(二十一日、十回)から、もう一つの点で深く考えさせられました。治安維持法で投獄された人々が戦後大手を振って堂々として歩いているのに「スパイ」の罪を着せられた者が殆どすべて日陰者として暮らしていることを知りました。同じ軍国主義、戦争の犠牲者なのに、どうしてこ

うも違うのでしょうか？

先生の著書から、今まで知らなかった事実をいろいろと知ることができましたが、事実を知るとともに、更に新しい疑問がわいてきます。

本当に勝手なお願いで申し訳ありませんが、もしできましたら、スパイ防止法阻止という現在最も重要なお仕事の妨げにならない範囲で、宮澤弘幸事件を更に深く解明して下さるよう、お願い致します。

私達夫婦は真の世界平和を心から願っています。大国間の力のバランスによる表面上の平和ではなく、一人一人の基本的人権が守られているような明るい平和な社会の出現を願っています。

個人一人一人の自由を知る権利、考える権利、発言する権利、公正な裁判を受ける権利などがそのような社会の基礎であることとはいうまでもありません。

自民党が提案を用意している“スパイ防止法”が成立すれば、このような基本的人権がまた侵されるようになることは明らかで、その法案阻止のために精力的に行動しておられる先生に大きな声援を送りたいと思います。

どうぞ今後ともますますお元気に御活躍なさいますよう、心からお祈りしております。

す。近い将来、機会がありましたら是非お会いしていろいろお話を伺いたいと思います。本当に有難うございました。

秋間 浩

追伸 美江子は「悲しみが一杯」で何もかけません、先生にどうぞ宜しくお伝え下さいと申しております。

一九八六年十一月九日

秋間 浩様

出版社から回送を得て、十一月九日付貴信、有り難く拝受致しました。朝日紙上で、秋間様御夫妻のことを存じておりましたが、貴信を頂戴して、拙著をここまで深くお受けとめ頂いたことを知り、衷心より感謝申しあげます。

拙著を書きあげた時に、一番心にかかっていたことは、断りもなく実名をあげて登場して頂いた犠牲者や近親の方々に、おもしもかけないご迷惑をおかけすることはないか、ということでした。貴信を拝見して、安堵いたし、それにある種の感動を覚えていた次第であります。

私は宮沢さんのことを警察記録などのなかに発見し、一番心を痛めたのは、一九四三年、そのとき私は高校生（注・旧制）で

したが、あの戦争が苛烈になったときに懲役十五年という気の遠くなるような判決の確定により、下獄していった時の宮沢さんのお気持ちでした。

どうして、こんな重い刑が科せられたのか、その解明をしてみよう、ということでした。しかし、私は結局そのことに成功しませんでした。

一審判決がないばかりか、大審院判決でさえも判例集に登載された、その一部しかみつかっていないのです。

（以下、資料収集にあたっての困難状況についての説明Ⅱ中略）

いつか便を得て札幌にいくときは、地検を訪ねて調べるつもりで、その際は結果を必ずお知らせいたします。

目下、国家秘密法問題で次の著作『核時代の国家秘密法』大月書店刊）にかかっており、それにも宮沢さんのことをとりあげておりますが、しかし前著の粹をでるものではありません。

もう一度、貴信にお礼をいわせていただきます。有り難うございました。

上田 誠吉

一九八六年十一月二十日